

4 講座指定の重点化について

(1) 平成14年4月指定分より、

- ① 基礎的・入門的レベル（高校普通課程で修得可能な訓練内容の排除。例：英会話、地理検定等）の講座を排除
- ② 大学・大学院等の講座の指定範囲の拡大
- ③ 支給実績がない講座の再指定不履行
- ④ 趣味的・教養的受講者の排除
- ⑤ 訓練目標の明確化、訓練内容の受講者への明示を義務づけ

(2) 平成14年10月指定より、

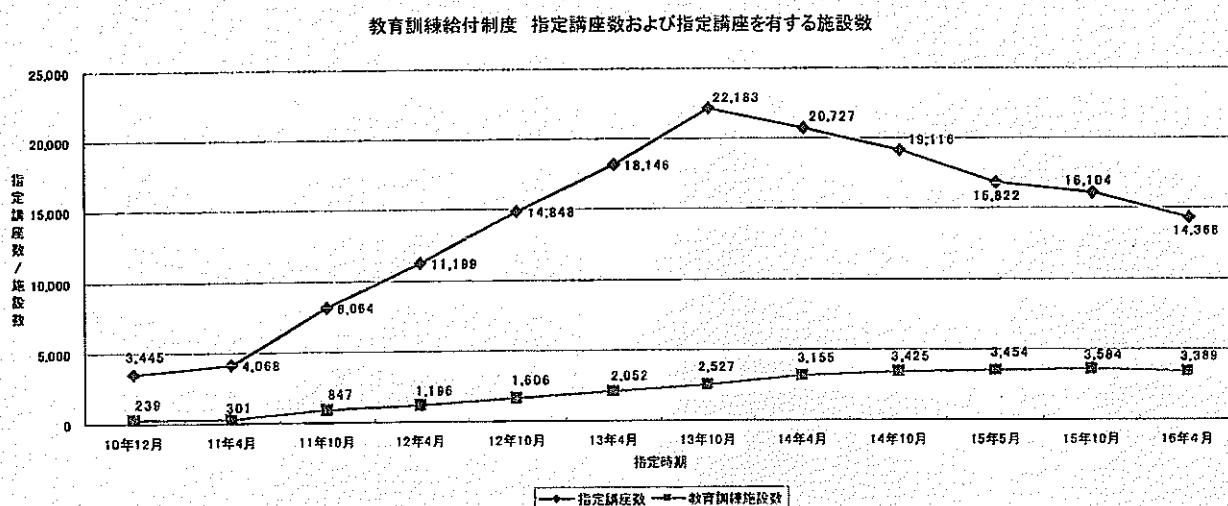
- ① 公的職業資格、修士等の取得を訓練目標とする講座を指定
- ② ①に準じて訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能である講座を指定

(3) 平成15年4月指定より、

- ① 平成14年4月指定から引き続き基礎的・入門的レベル（OA機器操作技能の指定レベルの引き上げ）の講座を排除
- 等、講座指定の重点化を図ってきた。

さらに、平成15年11月1日に指定基準を改正し、

- ① 販売活動の適正化（指定講座にかかる販売、勧誘、募集活動の適正化を図るための措置を講ずること等）
- ② 受講料設定の適正化（他の同様の訓練に係る費用の水準等からみて適正であること等）
- ③ 教育訓練目標となる資格の受験状況等の把握を行うとともに、その受験状況、結果等教育訓練効果が充分に認められるものを指定
- 等、さらなる講座指定の重点化及び制度の適正な運営に係る措置を講じている。



(4) 能力評価制度

職業能力評価制度の推進

労働者の職業能力を開発・向上させるためには、各種の教育訓練の実施とあわせて職業能力の評価が適切に行われることが重要である。労働者の職業能力を評価する制度として、厚生労働省が現在実施・整備しているものは、次のとおりである。

1 技能検定制度

技能検定は、労働者が有する技能を検定し、国が公証する制度であり、検定職種によって都道府県知事または指定試験機関が実施している。

現在137職種を実施しており、合格者は「技能士」と称すことができる。

技能検定の試験事務は、平成13年10月の改正職業能力開発促進法の施行により、民間機関に技能検定の試験事務を行わせることができることとなり、現在、6団体を指定している。

2 社内検定認定制度

事業主等が実施している社内検定のうち、技能振興上奨励すべき者を、厚生労働大臣が認定を行う制度である。

現在128職種が認定を受けており、認定を受けたものは「厚生労働省認定」と表示することができる。

3 ビジネス・キャリア制度

ホワイトカラー労働者が担当職務を適切に遂行するために必要となる知識の段階的かつ体系的な習得に役立つ講座を厚生労働大臣が認定し、その受講を通じて、職務に必要な知識を習得することを支援する制度。

4 YES-プログラム

平成16年度から、事務・営業の職種について実際に企業が若年者に求めている就職基礎能力の内容を提示し、それらを身につけるための講座や試験を認定するとともに、認定講座を修了等した者に対して証明書を発行することとしている。

5 幅広い職種を対象とする職業能力評価制度の構築

平成14年度以降、職業能力評価制度の整備のために、官民の有する既存の職業能力評価基準を活用しつつ、ものづくり産業からサービス業に至る幅広い産業界等との連携・協力のもと、当該産業内にある職務の内容を明らかにするための職務分析を実施し、これらを踏まえ職務遂行に必要とされる職業能力を職業能力評価基準として策定する事業に取り組んでいる。策定された評価基準は、企業が求める能力要件の明確化、個人の職業能力の診断・把握等のために活用していく。こうした施策展開を通じて、職業能力評価制度の整備・構築につなげていくこととする。

(5) 職業能力開発基本計画の変遷

これまでの職業訓練基盤本計画の概要